事例No.	84
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	岐阜県

事例区分	第三セクター

タグ	・社団法人・財団法人 ・組織改革 ・公共施設活用

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（統合）

事例内容・タイトル

事業の必要性の見直しによる整理・統合

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	事業の必要性の見直しによる整理・統合
団体名	岐阜県
法人名	(財)岐阜県健康長寿財団

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	2,076,195
標準財政規模(百万円)	474,455
財政力指数	0.52358

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

岐阜県	50(57.1%)
42 市町村	25(28.6%)
その他	13(14.3%)
役職員数(人)	26

[経営状況]

経常収益	40
経常損益	0
当期純損益	0

(単位:百万円)

資産	254
負債	30
純資産	224

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

(財)岐阜県健康長寿財団は、県民の健康対策と高齢対策を一体的・総合的に推進するため、平成 12 年 4 月 1 日に(財)岐阜県いきがい長寿財団を統合し、(財)岐阜県健康づくり財団の寄附行為を変更して設立され、県民の健康と生きがいづくりを支援するため、様々な健康づくり事業、生きがいづくり事業を積極的に展開して、明るく、充実した活力ある社会づくりに貢献することを目的に事業を行っていた。

県民の総合的な健康づくりを促進するとともに、生きがいのある長寿社会づくりを促進するために必要な事業を行うことにより、県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行っていた。

・健康づくり及び生きがいづくりについての情報の収集及び分析並びに提供に関する事業
・健康づくり及び生きがいづくり並びにシルバーサービスについての研究及び開発に関する事業　　等





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

当該事例は、県においてあらゆる角度から財政構造を見直し、構造的な財源不足の解消を目指す「岐阜県行財政改革指針(平成 21 年 3 月 31 日)」の取組みの一環として、外郭団体の抜本的な見直しが行われたものである。

(財)岐阜県健康長寿財団の解散を視野に入れて、財団が行っている業務を個別に精査した結果、継続すべき業務について確定し、いずれの業務も県民に「うるおいと安らぎのある生活を提供」するために、健康や健康づくりのための文化を普及することを主眼としたものであり、「県民文化・地域文化の振興」を実施事業としている(財)岐阜県教育文化財団との統合(平成 23 年 4 月 1 日)を行ったものである。

２．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

平成 21 年 3 月に、平成 30 年度までの 10 年間に県が取り組むべき政策を県民に提示するため「岐阜県長期構想」を策定した。

また、この構想策定に併せ、今後 10 年間の行財政改革の方向性を明らかにした「岐阜県行財政改革指針」を同時に策定し、この指針において、平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 年間を緊急財政再建期間と位置づけ、段階的に財政構造の転換を図ることとした。緊急財政再建期間の財源不足解消に向けた取組みとして、外郭団体の抜本的な見直しの実施が明記され、（財）岐阜県健康長寿財団については、解散を視野に入れて検討されることとなった。

平成 21 年 4 月には、この指針の取組みを実現するため、知事を本部長とする行財政改革推進本部を立ち上げ、財源不足解消に向けた具体的な取組みについて検討を重ねた。

平成 22 年 3 月には、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間における構造的な財政不足を解消するための具体的な取組みとして「行財政改革アクションプラン」を定め、県外郭団体が実施している事業の必要性について見直しを行い、見直しの結果、（財）岐阜県健康長寿財団については、事業主体となるべき事業が大幅に減少するため、（財）岐阜県教育文化財団と統合されることとなった。

３．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

①主要な課題・論点

岐阜県においては、人口減少社会における持続可能な財政運営を行うことが必要であり、平成 21 年 3 月に平成 30 年までの 10 年間の行財政改革の方向性を明らかにした「岐阜県行財政改革指針」が策定された。あらゆる角度からの財政構造の見直しとして、「外郭団体について、その役割をゼロベースから検討し、団体の統廃合を含めた抜本的な見直しを実施し、人的・財政的な県関与を縮減する」との方向性が示された。

具体的には、（財）岐阜県健康長寿財団については、「解散を視野に入れて検討」との方向性が示された。

②課題・解決に向けての検討内容

解散を視野に入れた検討として、（財）岐阜県健康長寿財団で実施している全ての事業について、事業実施の必要性を精査し、事業の継続及び廃止について検討を行った。

検討に当たっては、心の豊かさをもたらす文化芸術の振興に取り組んできた（財）岐阜県教育文化財団との合併も視野に入れて、心の豊かさは心身ともに健康であってはじめてもたらされるものであり、文化振興及び健康対策といった行政的な枠組みにとらわれることなく、より幅広い層の県民に対して文化芸術活動や健康づくり活動に参加する機会を創出する、という観点を持って行った。

その結果、県民に「うるおいと安らぎのある生活を提供」するために、心身の健康や健康づくりのための文化を普及することを主眼とした事業として、結核予防事業、がん予防事業、高齢者の健康づくり事業等について継続実施をすることとなった。

3．取組の具体的内容（つづき）

③決定された取組方針（解決策）とその決定理由

上記の検討結果を踏まえ、平成22年3月に策定された「行財政改革アクションプラン」において、（財）岐阜県健康長寿財団については、事業主体となるべき事業が大幅に減少するため、（財）岐阜県教育文化財団と統合されることとなった。

（財）岐阜県健康長寿財団において継続実施されることとなった、結核予防事業、がん予防事業、高齢者の健康づくり事業等については、いずれの業務も県民に「うるおいと安らぎのある生活を提供」するために、健康や健康づくりのための文化を普及することを主眼としたものであり、（財）岐阜県教育文化財団が寄附行為において事業と定めている「県民文化・地域文化の振興」にも合致すると考えられることから、団体としての目的や活動の一貫性を大きく損ねることなく業務を実施可能な（財）岐阜県教育文化財団への統合を実施する。

⑵取組の具体的な進め方

①取組の推進体制

合併団体である（財）岐阜県健康長寿財団及び（財）岐阜県教育文化財団において、理事会への承認等の具体的な調整を実施した。また、各団体の所管課である健康福祉政策課及び人づくり文化課（現：文化振興課）において、各団体所管課としての役割分担を協議した。

②関係者との調整内容・調整課程等

（財）岐阜県健康長寿財団及び（財）岐阜県教育文化財団において、以下の項目について調整を行った。

・合併後の財団の名称
・非常勤の理事及び監事の人選
・平成 23 年度（合併初年度）の事業計画
・平成 23 年度（合併初年度）の組織・職員配置・分掌事務　等

また、各団体所管課である健康福祉政策課及び人づくり文化課において、以下の項目の調整を行った。

・合併後の主たる所管課
・合併後の補助金の取扱い　等

③取組のプロセス

＜財団の合併に係る事務スケジュール＞

	平成22年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月
健康長寿財団（合併消滅団体）	検討 →			理事会 合併方針決定	検討	→			臨時理事会 合併契約締結	合併認可申請			解散	
教育文化財団（合併存続団体）	検討 →					理事会 合併方針決定	検討	→	臨時理事会 合併契約締結 寄附行為変更	合併認可申請				合併
県											合併認可			
県議会				常任委員会 合併方針報告				常任委員会 合併日程報告						

4. 取組の効果

（財）岐阜県健康長寿財団の合併に伴い、運営費（人件費等）及び事業の見直しを実施することで、「行財政改革アクションプラン」取組み期間（平成22～24年度）における、岐阜県の予算削減効果額は1億円程度となっている。

5. 今後の課題（今後の方針、残された課題等）

（財）岐阜県健康長寿財団において実施されていた結核予防事業、がん予防事業等については、（財）岐阜県教育文化財団との合併により事業継続することとなったが、事業財源を特定基金からの取崩しに頼っており、将来的な活動を考えた場合に検討が必要となっている。

6. 他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

財団の合併を進めるに当たっては、合併契約締結までの準備（団体職員や関係者への事前説明等）期間及び合併契約締結後、吸収合併の登記までに事前開示期間及び公告期間など手続きに一定期間必要となる。

また、事前開示期間や公告期間中に異議申し立てがあった場合など、想定外の事態が生じた場合に備え、事前にスケジュールを整理し、計画的な進行管理を行うことが重要である。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	岐阜県健康福祉政策課	連絡先	058-272-1111（内 2517）